

(目的)

第1条 この要綱は、北海道が定めるU I J ターン新規就業支援事業実施要領（以下「道要領」という。）に定めるもののほか、移住支援金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 移住支援金の交付の対象となる者は、道要領第5の1(1)アからエまでの要件を満たす者とする。この場合において、道要領第5の1(1)ア(イ) a 中「道内の移住支援金を支給する市町村」及びc中「転入先の市町村」とあるのは「幕別町」と、(ウ) c 中「申請者の居住する市町村」とあるのは「町長」と読み替えるものとする。

(移住支援金の額)

第3条 移住支援金は、予算の範囲内において交付するものとし、移住支援金の額は次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 単身の世帯 60万円

(2) 前号以外の世帯 100万円

2 前号第2号の世帯のうち、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合、移住支援金は、同号の額に帯同して移住する18歳未満の世帯員一人につき30万円を加算する。

(予備登録及び交付の申請)

第4条 第2条に定める要件に該当し、移住支援金の申請を予定している者は、幕別町U I J ターン新規就業支援事業移住支援金交付予備登録申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

2 前項の申請書を提出した者が、移住支援金の交付を受けようとするときは、幕別町U I J ターン新規就業支援事業移住支援金交付申請書（様式第2号）、就業証明書（様式第3号又は様式第3号の2）及び本人確認書類に加え、道要領第5の1(1)アの要件を満たし、かつ道要領第5の1(1)イ又はエの要件に該当することを証する書類のほか、必要に応じて、北海道が定める地域課題解決型起業支援事業費補助金交付要綱第8条の通知に係る書類の写しを町長に提出するものとする。

(交付の決定)

第5条 町長は、前条第2項の規定による申請があったときは、当該内容を審査し、移住支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、移住支援金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すことができるものとする。

3 町長は、移住支援金の交付を決定したときは、速やかに移住支援金の交付決定額その他決定の内容を幕別町U I J ターン新規就業支援事業移住支援金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

4 町長は、移住支援金の交付をしないことを決定したときは、理由を付し書面により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 交付決定者が、前条に規定する通知を受けた場合において、当該通知に係る決定の内容に不服があるときは、移住支援金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項に規定する申請の取下げがあったときは、取下げた申請に係る移住支援金の交付の決定は、その効力を失う。

(交付決定の取消し)

第7条 町長は、道要領第5の1(2)に該当する場合のほか、移住支援金の交付決定の内容又はこの要綱の規定若しくは規定に基づく指示に違反し、又は従わないときは、移住支援金の交付決定を取消すものとする。

(移住支援金の返還)

第8条 町長は、移住支援金の交付の決定を取消した場合は、交付決定者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

2 前項で請求する返還の額は、道要領第5の1(2)ア及びイに規定する額とする。

(事業の遂行)

第9条 交付決定者は、移住支援金の交付決定の内容及びこれに付した条件を遵守するとともに、移住支援金の適切な使用を確認するために町長が必要と認めるときには、関係書類の提出、個人情報の閲覧又は立入調査等に応じなければならない。

(北海道との協力体制)

第10条 町長は、本事業の実施に当たっては、情報の共有、確認及び協議その他補助執行上必要な事務を北海道と相互協力するものとする。

(その他)

第11条 この要綱及び道要領に定めのあるもののほか、移住支援金の交付等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日要綱基準等第29号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日要綱基準等第16号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。